日本ホリスティックコンディショニング協会会員かつ協会公認資格認定者の皆さま



# く目次>

1. 施設所有(管理)者賠償責任保険とは 2ページ

2. 保険金をお支払いする主な場合 2ページ

3. お支払いの対象となる損害 3ページ

4. 保険金をお支払いしない主な場合 4ページ

5. ご契約の仕組み 5~6ページ

6. ご留意いただきたいこと 6~8ページ

# <連絡先/代理店・扱者>

代理店・扱者 損保ジャパンパートナーズ 株式会社 団体職域第四部

東京都新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビルディング 16 階 TEL:03-6837-8851 FAX:03-5989-0601 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部営業第一課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-3017 FAX:03-3293-8609

日本ホリスティックコンディショニング協会

# 1. 施設所有(管理)者賠償責任保険とは

# く主な特長>

「施設所有(管理)者賠償責任保険」は、スポーツトレーニング指導者であるみなさまのさまざまな損害賠償責任リスクについて、1年間を通じて補償します。

- 1. 施設内で発生した身体障害・財物損壊事故による損害賠償リスクはもちろん、施設外への出張・屋外活動による損害賠償リスクもあわせて補償します。
- 2. 指導対象者に損害を与えた事故だけでなく、指導に起因する事故により第三者へ与えた損害も補償します。

## <対象となる施設・業務>

この保険契約は、インストラクターのみなさまが運営する以下の業務を対象としております。

保険の対象

パーソナルトレーニングの指導業務

## <募集対象、加入資格等>

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人および 日本ホリスティックコンディショニング協会の会員かつ

記名被保険者 日本ホリスティックコンディショニング協会公認資格認定者に限ります。

申込人と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

# 2. 保険金をお支払いする主な場合

# パーソナルトレーニングの指導業務に起因する事故

○被保険者の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

### 《保険金お支払いの対象となる事故の例》

- ◇ ストレッチの指導方法を誤り、指導対象者にケガをさせてしまった。
- ◇ トレーニング指導中に指導対象者の用具を誤って踏み、破損させてしまった。

# 3. お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。

ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

【損害の種類】	【内容】
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき 治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または 有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合 に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力 するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については ①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

お支払いする争訟費用の額

● ⑥争訟費用の額 × <u>支払限度額</u> ①損害賠償金の額

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、 必ず引受保険会社までお問合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を 行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するよう ご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、 損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることが ありますのでご注意ください。



# 4. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

### 《普通保険約款でお支払いしない主な場合》

- ○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 〇被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 〇被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること) について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ○被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ○被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 〇戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または 騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- ○地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 〇液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 〇原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。) 等

## 《賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合》

- 〇直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
  - ◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引
  - ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病 ◇石綿等の飛散または拡散
- ○直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

### 《施設所有(管理)者特別約款でお支払いしない主な場合》

- 〇昇降機(財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 〇自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- 〇施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるもの を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 〇給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害賠償責任
- 〇被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 〇仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。) または放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 〇直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれか に該当する行為に起因する損害
  - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
  - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
  - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。 また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



# 5. ご契約の仕組み

### (1) 保険契約者

この保険は日本ホリスティックコンディショニング協会が保険契約者となる団体契約です。

## (2)被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

日本ホリスティックコンディショニング協会の会員かつ

日本ホリスティックコンディショニング協会公認資格認定者

### (3) 保険期間

### 2024年12月1日午後4時から2025年12月1日午後4時まで1年間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。

詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

### (4) 支払限度額

加入タイプ		Ĵ	
身体障害	支払限度額	1名につき	1億円
	义拟恢反贸	1事故につき	1 億円
	免責金額	1事故につき	5千円
財物損壊	支払限度額	1事故につき	100万円
	免責金額	1事故につき	5千円

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「3. お支払いの対象となる損害」(3ページ)をご参照ください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己 負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払 限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

## (5) 保険料(保険期間1年間)

年間保険料	3,800円
(被保険者1名につき)	

#### 中途加入の場合の保険料は年間保険料の月割(下表)となります。

中途加入月日	中途加入保険料	6月1日	1,900円
1月1日	3,480円	7月1日	1,580円
2月1日	3,170円	8月1日	1,270円
3月1日	2,850円	9月1日	950円
4月1日	2,530円	10月1日	630円
5月1日	2,220円	11月1日	320円

## (6) ご加入手続の方法

ご加入にあたっては、加入申込票に所定の事項をご記入・押印のうえ、日本ホリスティックコンディショニング協会までご提出ください。また、保険料については、「(7)保険料の払込方法」に記載の方法により払い込んでください。

### (7) 保険料の払込方法

保険料は、日本ホリスティックコンディショニング協会へお振込みください。 保険料は必ずご加入と同時にお支払いください。払込みがない場合は、保険期間が始まった後であっても、代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

# 6. ご留意いただきたいこと(1)

- ●お申込人となることができる方は、2ページの**く募集対象、加入資格等>**をご参照ください。
- ●次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
  - ○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまた はその請求があった場合
- ●ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・ 扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- ●ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」「2. 告知義務・通知義務等(1) ご加入時における注意事項(告知義務ー加入申込票の記載上の注意事項)」をご参照ください。
- ●契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、 保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。 したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、 引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ●ご加入内容が変更となる場合には、事前に代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報のご説明」「2. 告知義務・通知義務等(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)」をご参照ください。

# 6. ご留意いただきたいこと(2)

- ●<保険会社破綻時等の取扱い>
  - 〇損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」 があり、引受保険会社も加入しています。
  - 〇この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
  - 〇また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を 負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- ●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例 損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス ②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の 適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

#### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの 健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の 間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)をご覧ください。

### ●事故が起こった場合のお手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または 引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 (無料)へ

#### (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出い ただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありま すので、ご了承ください。

i書、交 v·修理
・修理
書類
斎費お 書証明
の売上、全部
請求権
·協力
明書、
五知
去人代

- ■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類 (注1) をご提出いただいてからその日を含めて30日以内 に、保険金をお支払いするために必要な事項 (注2) の確認を終えて保険金をお支払いします (注3)。
  - (注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。
  - (注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約 の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をい います。
  - (注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など 専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外におけ る調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払 いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知
- ■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等 の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
- ■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取 特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険 金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。